

所定疾患施設療養費について

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

◆算定要件◆

・所定疾患施設療養費(Ⅰ)算定要件

1. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者 に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。イ 肺炎 ロ 尿路感染症 ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る) ニ 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況(従来型)

病名	件数	算定日数	治療内容	投薬内容
肺炎	7件	49日	診察・投薬	レボフロキサシン 250mg セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg アモキシシリン 250mg
尿路感染	60件	356日	診察・投薬	セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg レボフロキサシン 250mg アモキシシリン 250mg
蜂窩織炎	2件	11日	診察・投薬	アモキシシリン 250mg

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況(ユニット型)

病名	件数	算定日数	治療内容	投薬内容
尿路感染	24件	132日	診察・投薬	セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg レボフロキサシン 100mg
肺炎	1件	3日	診察・投薬	セフカペンピボキシル 100mg
蜂窩織炎	3件	14日	診察・投薬	セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg レボフロキサシン 100mg